

2025年2月

お客さま 各位

東奥信用金庫

当座勘定規定の改定について

平素は東奥信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでいる「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応として、下記の通り当座勘定規定を改定いたします。

記

1. 当座預金の新規口座開設の受付停止

当座預金（専用約束手形口（マル専）も含みます。）の新規口座開設の受付を停止します。
なお、既に当座預金をご利用中のお客さまは、引き続きご利用いただけます。

2. 払戻請求書による当座預金出金の取扱いの開始

当金庫所定の払戻請求書による払出しの取扱いを開始いたします。ただし、小切手と同様に口座開設店でのお取引に限ります。

なお、小切手での払戻しにつきましても引き続きご利用いただけます。

3. 改定日

令和7年4月1日（火）

以 上

当座勘定規定（一般用）新旧対照表

改定後	改定前
2025年4月1日 新規取扱終了 当座預金勘定規定 第1条（当座勘定取引契約の成立） 当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。	当座預金勘定規定 第1条（当座勘定取引契約の成立） 当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。
第8条（手形、小切手の支払） (1)～(2) 略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。 (4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合は、取引を行うことができません。</u>	第8条（手形、小切手の支払） (1)～(2) 略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。
第17条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえはその手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3) 略	第17条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえはその手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3) 略

※当座勘定規定（専用約束手形口用）についても、新規取扱を終了する。